

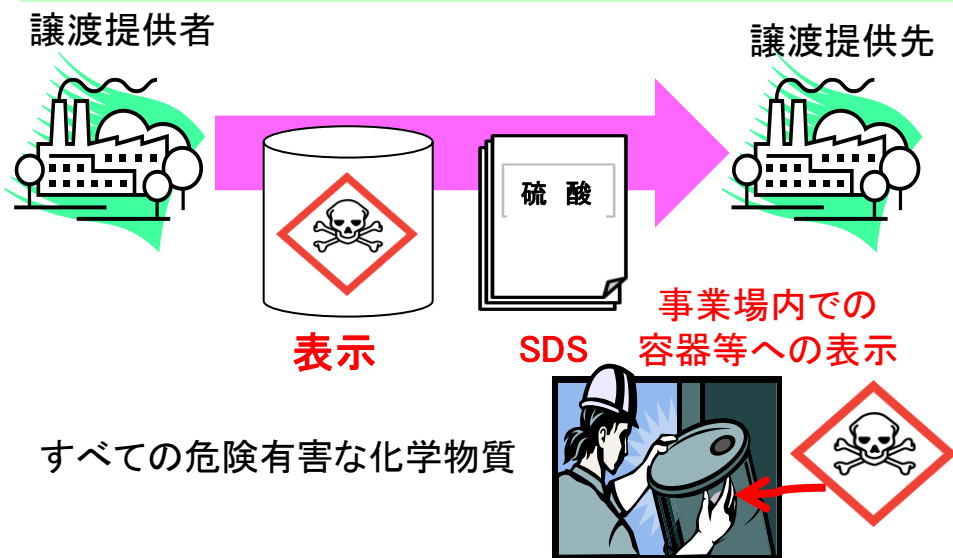
労働安全衛生法関係法令における危険有害性情報伝達制度の概要

すべての危険有害な化学物質※¹の危険有害性情報を広く関係者に伝達

- ① 譲渡提供時のラベル表示や安全データシート（SDS※²）の交付（義務・努力義務）
- ② SDS記載事項の掲示等による労働者への周知（SDS交付義務対象物質について義務）
- ③ 事業場内で取り扱う容器等についてラベル表示の実施（指針）



リスクに基づく化学物質管理の促進



譲渡提供時の表示の義務
(107物質)

譲渡提供時のSDS交付の義務
SDS記載事項の周知義務
(640物質)

すべての危険有害な化学物質について

- ① 譲渡提供時の表示及びSDS交付（努力義務）
- ② 事業場内で取り扱う容器等への表示（指針）

※¹ 国連GHS分類により、危険有害とされる化学物質

※² 危険有害な化学物質に関する情報(名称、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意等)を通知するために販売業者等から交付される文書